

令和 4 年 6 月 19 日現在

機関番号：13902

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13630

研究課題名(和文)少年手続への市民参加とドイツ少年参審制度

研究課題名(英文)Citizen participation in juvenile court procedure and juvenile lay judge system
in Germany

研究代表者

大塚 英理子(Ohtsuka, Eriko)

愛知教育大学・教育学部・講師

研究者番号：20761315

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツの少年参審制度についてインタビュー調査および文献調査を行い、少年参審員が少年に対する刑事手続において果たしている役割や、少年参審員が有する専門性について明らかにした。ドイツにおいては「教育的な能力があり、少年教育において経験を有する」市民が少年参審員として職業裁判官と共に少年に対する刑事手続に参加している。少年参審員は手続に社会内で培われた教育の知識・経験をもたらすことにより、手続の社会性が向上し、少年を取り扱う手続としてより相応しいものとなることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在の裁判員制度では、少年が裁判員裁判の対象となった場合であっても成人の場合と同様の形態で市民参加が実施されている。こうした少年の刑事事件における裁判員裁判のあり方に対しては問題点を指摘する声も多いが、少年手続への市民参加自体には意義がある。単なる素人としての市民ではなく、社会内で培われた教育の知識・経験を有する市民が少年手続に参加することにより、職業裁判官が担うことは期待されにくい社会的な教育の専門性が手続にもたらされ、現在の少年法と社会の間の対立的な関係を融和に導く契機となり得ることが期待される。

研究成果の概要(英文)：It was revealed that lay judges' role in juvenile court in Germany and lay judges' specialty through interview with lay judges and juvenile judge.
In Germany, citizen(juvenile lay judge) and professional judge who have educational ability and experience in juvenile education participate in juvenile court procedure. Juvenile lay judges bring knowledges and experiences about education in community and viewpoints differ from professional judge. They improve social nature of procedure.

研究分野：法学(少年法)

キーワード：少年法 裁判員裁判 参審制度 市民参加

1. 研究開始当初の背景

2009年5月に裁判員制度が始まり、日本においても刑事裁判への市民参加が実現した。裁判員裁判の対象は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件と、死刑又は無期の懲役若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものである。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は少年の刑事事件を対象から外していないため、一部の例外はあるものの、重大事件を犯して逆送された少年の多くは裁判員裁判の対象とされている。

しかし、少年は成人とは異なる性質を有しており、たとえ少年が刑事裁判の対象となったとしても成人同様の取扱いを行えば良いということは決してない。すなわち、少年は未来における可能性を秘めた存在で、人格が発達途上で可塑性に富み、環境の影響を受けやすく教育可能性も大きいということは、従来指摘されてきたことである。そのような特性のある少年の事件を対象とし、成長発達の途上にある少年を評価・判断することが求められることから、少年法は様々な特例を少年の刑事手続について整備し、少年の特殊性を反映することができるよう努めてきた。しかし裁判員裁判においては、こうした少年の特殊性に合わせた修正を加えることを一切行っておらず、成人の裁判員裁判と少年の裁判員裁判は同一の形式で実施されている。手続に参加する裁判員も、衆議院議員の選挙権を有する国民から無作為抽出の方法で選ばれた候補者を母体として選任されており、純粋な素人が少年の刑事裁判に参加する裁判員として選ばれているのである。

こうした純粋な素人が少年の裁判員裁判に参加しているため、裁判員が少年法の制度の内容やその趣旨、さらには少年非行の特質を理解しないまま手続に参加し、判断を下しているのではないかとの懸念が示されてきた。裁判員が裁判終了後の記者会見において、「14歳だろうが15歳だろうが、人の命を奪った重い罪には、大人と同じ刑で判断すべきと思い、そう心がけた」という発言をしたとの報道もなされており、この事件においては、少年法の理念を理解していない裁判員が、法制度とは異なる個人の信念に基づき判決を下した恐れが非常に大きいと評価せざるを得ない。

少年に対する裁判員裁判が以上のような状況にあることから、裁判員制度の対象から少年の刑事事件を除外すべきであるとの主張も存在する。少年の裁判員裁判を経験した弁護士からは、裁判員裁判により少年を裁くときには、「健全な社会常識」の名の下に、本来は刑事処罰を必要としないはずの少年にまで刑罰の危険が及ぶおそれが増大するのではないかとの危惧や、裁判官3人に加え裁判員6人が壇上に並んだ法廷の圧迫感、連日開廷の少年への負担、市民のなかには少年法の理念に無理解な者も多いとの懸念、そして裁判の主役が被告人ではなく裁判員になってしまっている状況から、少年事件を裁判員裁判対象とすることには大いに問題があるとの意見が出されている。以上のように、少年の裁判員裁判をめぐるのは、主にその問題点が指摘されている状況にある。

しかし、刑事裁判への市民参加は、決してデメリットばかりを孕んだものではなく、その構成のあり方によっては少年の刑事裁判に対して様々なメリットをもたらすものである。その一例がドイツにおける少年参審制度である。

ドイツの少年参審制度においては、参加する市民は日本のような純粋な素人ではなく、「教育的な能力があり、かつ少年教育において経験を有する」者であると法律において定められている。これまでの研究代表者による研究により、ドイツで少年裁判所が成立する歴史のなかで、少年参審員はどのような役割を果たすことが期待されてきたかは明らかになってきた。すなわち、教育に関する能力と経験を有する特別な少年参審員が手続に参加することにより、社会内での教育実践に根差した、社会的な視点を有する教育専門性が手続にもたらされているのである。こうした専門性は職業裁判官では担うことが困難なものであり、社会性と教育専門性の双方を持ち合わせた市民が参加することにより、手続をより少年に相応しいものとして構成しようとしたのである。

2. 研究の目的

これまでの研究により、ドイツの少年参審員はどのような役割を担うことが期待されて少年司法制度が成立したかは明らかになったが、現在の少年参審員はどのような人物が選出され、職業裁判官からはどのように評価されているのか、また少年参審員本人は自らの存在をどのように考えているのかは、まだ明らかになっていない。こうした点は、日本の少年手続への市民参加のあり方を検討する上で参考になると考えられる。したがって、法律によって「教育的な能力があり、かつ少年教育において経験を有する」市民が参加すべきであるとされているドイツの少年参審員が有する「教育的な能力」や「少年教育における経験とはどのようなものなのか、少年手続において少年参審員はどのような役割を果たしているのか、少年参審員が手続に参加することで、職業裁判官しか参加しない場合と比べてどのような変化が生じていると考えられるのか等を明らかにし、少年手続への市民参加のあり方を検討することを目的として研究を行う。

3. 研究の方法

研究は、ドイツの少年参審員経験者と職業裁判官である少年係裁判官へのインタビュー調査及び文献調査によって実施する。今回のインタビュー調査は大規模に実施することはできなかったため、あくまでもケーススタディ的なものに留まるが、実際に少年参審員として手続に参加した者や、少年参審員と協働して仕事を行っている少年係裁判官に自身の経験・意見を聞き、日本で紹介することには意義がある。

4. 研究成果

少年参審員に相応しい人物について、少年参審員経験者からは、法律が求める「教育的な能力があり、かつ少年教育において経験を有する」者とは、自身の子どもを育てた経験のある人、子どもについて理解している人、若者は今まさに成長過程にあるということを理解している人だと理解されているが、教育的な職業に就いている者が最善であると考えているとの回答であった。少年参審員経験者からは、法律の条文の書き方が曖昧であり、どのような人物が少年参審員として適格であるかの判断基準となるような規定を設けるべきであるとの意見も聞かれた。少年係裁判官からは、少年参審員は子どもや若者に対して理解を有していることが重要であるとの回答であった。子どもから大人になる時期には様々な問題に直面し、そのなかで逸脱的な行動に至ってしまうこともあるということを理解し、受け入れることができる人物が相応しいとのことであった。少年参審員経験者も少年係裁判官も、自身の子どもを育てた経験があるか否かは重要ではないとの見解であった。

少年参審員が少年手続に参加することにより、手続にはどのような影響があるかという点について、少年参審員経験者からは、少年参審員が有する様々な経験に基づき意見を述べ、それが判決に反映されることには意義があるとの回答があった。少年係裁判官からも同趣旨の回答があり、少年参審員は自分とは異なる経験・アイデアを有しており、それが手続にもたらされることは、少年参審員が手続に参加するメリットであるとのことであった。また少年係裁判官からは、どのような人物が少年参審員として手続に参加するかによるが、少年が非行に至った背景を理解することを助ける知識が少年参審員からもたらされたり、少年が社会に戻った後に活用できる制度についての情報提供を行う少年参審員もいるとのことであった。少年参審員が手続に参加することにより、少年本人についての理解が深まったり、少年の今後を考えるうえで有益な知見がもたらされることがあるとのことであった。

少年参審員が参加することは、裁判の透明化に資するとの意見が少年参審員経験者からは得られた。すなわち、少年参審員が自身の少年参審員としての経験を社会に向けて語ることは、少年司法制度についての知識を発信することであるということ、さらに、判決に職業裁判官だけでなく市民である少年参審員が参加することにより、判決に対する信頼が向上するという点でも透明性の確保に一役買っているとの意見であった。少年係裁判官も、第三帝国期の反省も踏まえ、司法には国民の声が必要であるとの意見を述べていた。

以上のように、「教育的な能力があり、かつ少年教育において経験を有する」少年参審員が手続に参加することにより、少年参審員が社会内で培った知識や経験がもたらされ、手続がより少年に相応しいものとなるということが期待され得る。

なお、上記のようなインタビュー調査の結果は、ドイツ国内で行われた大規模な少年参審員に関する調査の結果と同一の方向性を示している。Lennartz は、少年参審員は「少年に精通した素人裁判官」として、手続に、生活経験と教育に関する専門知識が結びついた知識をもたらしっていると評価している。そして少年係裁判官による評価はおおむね肯定的であり、調査に回答した少年係裁判官のうち 53.7%が少年参審員は適格であるとしており、また少年参審員の教育についての能力・経験は高いと答えた少年係裁判官は 44.2%、反対に低いと答えた少年係裁判官は 5.8%であったと述べている (Lennartz[2016], *Erziehung durch Jugendschöffen?*, Nomos)。

なお、本研究において実施したインタビュー調査でも、Lennartz による主張でも、継続教育 (Fortbildung) の必要性への言及があった。インタビュー調査に回答した少年参審員経験者は、少年参審員としての任期中に、継続的に教育学、犯罪学、心理学等についてのセミナーを実施すべきであると考えていた。Lennartz も、現在の研修は成人の刑事裁判に参加する参審員と同じ入門的なプログラムを受けているだけであり、少年参審員に必要な内容とはなっていないとして、少年参審員に特化した研修を充実させるべきであると述べている。

以上のように本研究では、ドイツの少年参審員にはどのような人物が選出され、手続のなかでどのような役割を果たしているのかを、実際に少年参審員を経験した者から、あるいは少年参審員と日常的に協働している少年係裁判官から聞き取ることができた。今後は、本研究によって得られた知見から、日本の少年手続における市民参加のあり方について検討を進めていくことが必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大塚英理子	4. 巻 69
2. 論文標題 ドイツ少年係裁判官及び少年参審員から見た少年参審制度—少年係裁判官と少年参審員経験者へのインタビュー調査の結果から—	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 愛知教育大学研究報告	6. 最初と最後の頁 113-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------